

特定事業所加算について

特定事業所加算について

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ	特定事業所加算（Ⅰ）	5 1 9 単位
ロ	特定事業所加算（Ⅱ）	4 2 1 単位
ハ	特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3 単位
ニ	特定事業所加算（A）	1 1 4 単位

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

(1) イ(2)、(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。

イ(2) **専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。**ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」とい

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

(続き)

う。) 第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。)をいう。以下同じ。)の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした**会議を定期的開催**すること。

☞ 会議は次の要件を満たすものでなければならない。

(ア) 議題には少なくとも次の内容を含める。

- a) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- b) 過去に取り扱ったケースについての問題点・改善方法
- c) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- d) 保健医療及び福祉に関する諸制度
- e) ケアマネジメントに関する技術

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

(続き)

会議は次の要件を満たすものでなければならない。

(ア) 議題には少なくとも次の内容を含める。

f) 利用者から苦情があった場合は、その内容・改善方針

g) その他必要な事項

(イ) **議事については記録を作成し、2年間保存。**

(ウ) **「定期的」とは、おおむね週1回以上。**

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(4) **24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保**していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、**計画的に研修を実施**していること。

➡研修について

a) 介護支援専門員の資質向上のための研修体系と研修実施のための勤務体制の確保に努める。

b) 個別具体的な研修の目標、内容、期間、時期等についての計画は次年度前までに定める。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

(続き)

- c) 管理者は研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じる。
- d) 年度途中で加算取得の届出をする場合、計画は届出を行うまでに策定すればよい。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、**当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供**していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(8) **家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。**

👉「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

対象となる事例検討会・研修等はこれらのほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられる。利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）について

イ（９） 居宅介護支援費に係る**特定事業所集中減算の適用を受けていない**こと。

イ（１０） 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の**介護支援専門員１人当たり４５名未満**であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満であること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(11) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に**協力又は協力体制を確保している**こと。

☞協力又は協力体制について

- a) 現に研修で実習等の受入が行われている場合に限らず、受入可能な体制が整っている。
- b) 研修の実施主体との間で受入同意について書面で提示できるようにする。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(12) **他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施**していること。

➡事例検討会、研修会等について

- a) 同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施。
- b) 事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等については、毎年度少なくとも年度内に次年度の計画を策定。
- c) 年度の途中で加算取得の届出をする場合は、届出を行うまでに当該計画を策定。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

イ(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。))以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)について

(2) **専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置**していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

《URL》 <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

提出書類について

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）

（別紙3-2）

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ＜地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用＞＜居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用＞	
令和 年 月 日	
小樽市長 殿	
申請者	所在地 名称 代表者職名・氏名
このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。	
届出者	フリガナ 名 称
	主たる事務所の所在地
	連絡先 電話番号
	法人である場合その種別 代表者の職・氏名
事業所の状況	代表者の住所
	フリガナ 事業所・施設の名称
	主たる事業所の所在地
	連絡先 電話番号
主たる事業所の所在地以外の場所等 一部実施する場合の出張所等の所在地	
連絡先 電話番号	
管理者の氏名	
管理者の住所	

② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2）

（別紙1-1-2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号																						
提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		その他の該当する体制等		LFEへの登録		取引												
各サービス共通						地域区分		☐ 1 1級地 ☐ 2 2級地 ☐ 3 3級地 ☐ 4 4級地 ☐ 5 5級地 ☐ 6 6級地 ☐ 7 7級地 ☐ 8 8級地 ☐ 9 9級地 ☐ 10 その他														
☐ 11 訪問介護	☐ 1 身体介護 ☐ 2 生活援助 ☐ 3 通院等乗入れ介護		定期巡回・随時対応サービスに関する状況		☐ 1 定期巡回の指定を受けていない ☐ 2 定期巡回の指定を受けている ☐ 3 定期巡回の整備計画がある				☐ 1 なし ☐ 2 あり		☐ 1 なし ☐ 2 あり											
			高齢者虐待防止措置実施の有無		☐ 1 実施型 ☐ 2 基準型																	
			特定事業所加算（V以外）		☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ ☐ 4 加算Ⅲ ☐ 5 加算Ⅳ																	
			特定事業所加算V		☐ 1 なし ☐ 2 あり																	
			共生型サービスの提供 （居宅介護支援事業所）		☐ 1 なし ☐ 2 あり																	
			共生型サービスの提供 （居宅訪問介護事業所）		☐ 1 なし ☐ 2 あり																	
			同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当																	
			同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供） （利用者50人以上）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当																	
			同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合50%以上）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当																	
			特別地域加算		☐ 1 なし ☐ 2 あり																	
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当																	
			中山間地域等における小規模事業所加算（経緯に関する状況）		☐ 1 非該当 ☐ 2 該当																	
			口腔連携強化加算		☐ 1 なし ☐ 2 あり																	
認知症専門ケア加算		☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ ☐ 4 加算Ⅲ ☐ 5 加算Ⅳ ☐ 6 加算Ⅴ ☐ 7 加算Ⅵ ☐ 8 加算Ⅶ ☐ 9 加算Ⅷ ☐ 10 加算Ⅸ ☐ 11 加算Ⅹ ☐ 12 加算Ⅺ ☐ 13 加算Ⅻ ☐ 14 加算Ⅼ ☐ 15 加算Ⅽ ☐ 16 加算Ⅾ ☐ 17 加算Ⅿ ☐ 18 加算ⅰ ☐ 19 加算ⅱ ☐ 20 加算ⅲ ☐ 21 加算ⅴ ☐ 22 加算ⅵ ☐ 23 加算ⅶ ☐ 24 加算ⅷ ☐ 25 加算ⅸ ☐ 26 加算ⅹ ☐ 27 加算ⅺ ☐ 28 加算ⅽ ☐ 29 加算ⅾ ☐ 30 加算ⅿ ☐ 31 加算ⅿ ☐ 32 加算ⅿ																				

《URL》 <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200276/>

提出書類について

③ 特定事業所加算に係る届出書（別紙36または別紙36-2）

(別紙36) 令和 年 月 日
特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書
(居宅介護支援事業所)

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了		
届出項目	☐ 1 特定事業所加算(Ⅰ) ☐ 2 特定事業所加算(Ⅱ) ☐ 3 特定事業所加算(Ⅲ) ☐ 4 特定事業所医療介護連携加算 ☐ 5 ターミナルケアマネジメント加算		

1. 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)に係る届出内容	有・無
(1) 主任介護支援専門員の配置状況 主任介護支援専門員 常勤専従 _____ 人	
(2) 介護支援専門員の配置状況 介護支援専門員 常勤専従 _____ 人	
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	☐ ・ ☐
(4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
(5) 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上	☐ ・ ☐
(6) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。	☐ ・ ☐
(7) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	☐ ・ ☐
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する	☐ ・ ☐

④ 加算開始月の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

※職種の欄に『主任介護支援専門員』『介護支援専門員』を区別して記載すること

【提出期限】

毎月15日までに届出受理
⇒翌月から算定開始
毎月16日以降に届出受理
⇒翌々月から算定開始